

海軍公報 (部内限) 第四千三百四十七號

昭和十八年三月二十三日(火)
海軍大臣官房

○ 辭 令

第八艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)
機械工員 木村 喜七
海軍技手 古川 清

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
(十六日同)

○ 雜 款

○司令潜水艦變更
第一潜水隊司令ハ二月十一日司令潜水艦ヲ伊號第十六潜水艦ニ變更セリ

第十一潜水隊司令ハ三月十二日司令潜水艦ヲ伊號第七十四潜水艦ニ變更セリ

○司令艇變更
第二百二十五驅潜隊司令ハ二月五日司令艇ヲ第十七日東充ニ變更セリ

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

隊、司令宛 伊一七四潛 吳局氣付
(第十一潜水隊)

鹿兒島市郡元町 海軍神岡大佐事務所宛
(鹿兒島海軍航空隊(假稱)設立準備事務所)

「和歌山縣日ノ御埼」ト「島根縣日ノ御埼」ト混同セラレ爲ニ書類誤送甚ダシク不都合有之候間自今書類發送ノ際ハ誤送ナキ様御留意相成度
(吳海軍警備隊)

自昭和十八年三月二十八日ノ期間ニ到達見込ノモノハ
至同 五月五日 東舞鶴郵便局氣付

其ノ後ハ 佐世保郵便局氣付(高雄郵便局經由)
(驅 逐 艦 芙蓉)

○各種練習生採用試験問題發送ノ件照會
當隊ハ聯合試験不可能ニ付自今各種練習生採用試験問

海軍公報(部内限)第四千三百四十七號 昭和十八年三月二十三日

二六八

題一部宛發送相成度

(第六十二警備隊ミレ分遣隊)

○事務開始

呂號第九潜水艦艇裝具事務所ハ三月十二日川崎重工
業株式會社艦船工場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

第十二號掃海特務艇艇裝具事務所ハ三月十三日大阪市
住吉區北加賀屋町二一番地浪速船渠株式會社ニ設置
シ事務ヲ開始セリ

第十八號驅潜特務艇艇裝具事務所ハ三月十四日富山縣
高岡市新湊町佐賀造船所内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去

伊萬里灣在勤海軍武官府設立準備事務所ヲ三月十五日
撤去セリ

追テ郵便物ハ左ニ依リ發送相成度

長崎縣北松浦郡御厨町

伊萬里灣在勤海軍武官

○失官

○正誤

三月十二日附公報(部内限)二三一頁當隊司令潜水艦
伊號第二潜水艦ニ變更トアルハ伊號第七潜水艦ノ誤

海軍公報

(部内限) 第四千三百四十八號

昭和十八年三月二十四日(水)

海軍大臣官房

○通牒

艦本機密第八號ノ三三八

昭和十八年三月二十四日

海軍省 經理局長
海軍 艦政本部長

關係各廳長殿

昭和十八年度海軍用普通鋼々材提示及註

文手續ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シテハ海軍用普通鋼々材需給手續及同細則ニ拘ラス左記ニ依リ處理相成度

記

一 所要量調査

各部局(艦政本部ハ各部以下同斷)ハ十八年度鋼材發註量(二次製品ヲ含ム)ヲ兵備局ヨリ通知ノ十八年度物動割當豫想量範圍内トシ其ノ品種、寸度別(二次製品ニ付テハ品名別)調達豫定量ヲ調査ノ上艦政本部會計部ニ通知スルモノトス

二 製産割當、提示

(一) 艦政本部ハ前號通知ノ鋼材ニ付十八年度ニ於ケル日本製鐵株式會社(以下單ニ日鐵ト稱ス)ノ利用能力ヲ目途トシ十八年度日鐵註文鋼材概量ヲ在八幡首席海軍監督官ニ通知スルモノトス

(二) 各部局ハ日鐵指定在庫品及日鐵社外註文(二次製品ヲ除ク)トナルベキ鋼材所要量ヲ品種寸法別ニ取纏メ三月二十九日迄ニ艦政本部會計部ニ通知スルモノトス

(三) 艦政本部會計部ハ前號通知ヲ取纏メ三月末日迄ニ指定在庫品ニアリテハ在八幡首席監督官ニ、日鐵社外註文ニアリテハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ夫々通知スルモノトス

(四) 前號通知ヲ以テ十八年度ノ提示トナシ其ノ後必要ニ依リ毎四半期末翌四半期分ニ付提示更改ヲ行フモノトス

三 發註割當

(一) 各部局ハ日鐵鋼材提示及日鐵社外註文量ニ付關

海軍公報(部内限) 第四千三百四十八號

昭和十八年三月二十四日

二六九

係各廳(燃料廠、工作廳、建築部等)及主要利用民間工場ニ對スル發註割當額ヲ決定通知シ寫一通ヲ三月三十日迄ニ艦政本部會計部ニ送付スルモノトス

(二) 前號割當ヲ受ケタル各廳及民間工場ハ每四半期別註文引當要求ヲ第一四半期及第二四半期分ハ四月十五日迄ニ、第三四半期分ハ八月十五日迄ニ、第四四半期分ハ十一月十五日迄ニ關係中央部局(軍需局、艦政本部各部、航空本部各部、施設本部)ニ一括送付スルモノトス但シ特ニ急ヲ要スルモノハ隨時送付スルモノトス

(三) 各部局ハ前號註文引當要求ニ基キ日鐵及日鐵社外ニ分類セル引當表ヲ作製シ總務部長(軍需局ハ資材班長)ヨリ要求元ニ送付スルモノトス但シ日鐵註文鋼材ニ付テハ在八幡首席海軍監督官及艦政本部會計部ニ、日鐵社外註文品ニ付テハ艦政本部會計部ニ夫々寫壹通ヲ送付スルモノトス

(四) 艦政本部會計部ハ前號ノ引當表ニ依リ關係各部局別ニ引當量ヲ仕譯登錄スルモノトス

四 註文

(一) 各廳及民間工場ハ前號引當表ニ依リ註文手續ヲ

爲スモノトス但シ各部局ニ於テ第一四半期分ニ付鋼材調達打合會議等ニ依リ既ニ引當決定シ註文済若ハ註文手續中ノモノハ三月二十九日迄ニ引當先別品質別概量ヲ在八幡首席海軍監督官及艦政本部會計部ニ通知スルモノトス

(二) 指定在庫品ニ對スル註文期間ヲ提示後六箇月トシ該期間ヲ經過スルモノ引取未済ノモノハ提示ヲ解除シ在八幡海軍首席監督官ヲシテ適宜引當處理セシムルモノトス

五 其ノ他

(一) 前各號該當以外ノ事項ニ付テハ從來通トス

○ 辭令

- 事務員 辻子種一郎
- 第三十二海軍軍用郵便員ヲ免ス(海軍省)
- 海軍主計中佐 土屋 三郎
- 購買名簿調査委員會委員ヲ命ス(海軍省)
- 海軍主計少佐 池田 淳郎
- 海軍用語調査委員會委員ヲ命ス
- 海軍服制研究調査委員會委員ヲ命ス(海軍省)

海軍公報

(部内限) 第四千三百四十九號

海軍大臣官房

昭和十八年三月二十五日(木)

○令達

官房艦機密第一三四五號

艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試諸試験ノ一部ハ當分ノ間別冊艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試諸試験中一部省略實施要領ニ依リ之ヲ施行ス別冊ハ海軍艦政本部長ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配布セシム

昭和十六年官房機密第九一二七號 昭和十七年官房機密第一〇八四號 昭和十八年三月二十三日

海軍大臣官房 内令提 要登載

○感狀

感 狀

南洋部隊機動部隊

昭和十七年五月四日敵米英聯合ノ有力ナル機動部隊ノ

珊瑚海ニ出現スルヤ連日ニ亘リ之ヲ捕捉ニ努メ遂ニ五月八日早朝大型航空母艦二隻新型戦艦一隻ヲ基幹トスル敵艦隊ヲ發見直ニ全攻撃隊ヲ以テ之ヲ猛攻シ航空母艦二隻ヲ撃沈戦艦及巡洋艦各一隻ヲ撃破スルト共ニ來襲セル敵飛行機隊ヲ邀撃シテ其ノ大部ヲ撃墜シタルハ爾後ノ作戦ニ寄與セル所極メテ大ニシテ其ノ武勳顯著ナリト認ム

仍テ茲ニ感狀ヲ授與ス

昭和十八年一月十五日 聯合艦隊司令長官 山本 五十六

感 狀

基地 航空部隊

第五 空 襲 部 隊

昭和十七年五月四日敵英米聯合ノ有力ナル機動部隊珊瑚海ニ出現スルヤ之ヲ捕捉ニ努メ七日ニ至リ「ロツセル」島南方海面ニ於テ戦艦二隻ヲ基幹トスル敵部隊ヲ發見全力ヲ擧ゲテ之ヲ攻撃シ敵ノ戦艦及大型巡洋艦各

海軍公報(部内限) 第四千三百四十九號

昭和十八年三月二十五日

二七一

海軍公報(部内限) 第四千三百四十九號 昭和十八年三月二十五日

二七二

一隻ヲ撃沈戦艦一隻ヲ撃破シタルハ爾後ノ作戦ニ寄與セル所大ニシテ其ノ武勳顯著ナリト認ム
仍テ茲ニ感狀ヲ授與ス
昭和十八年一月十五日

聯合艦隊司令長官 山本 五十六

○ 雜 款

○郵便物發送先

宛先ハ下段ノ通記載ノコト但シ()内ハ記載セザルコト

一 第六十二警備隊ミレ分遣隊

横須賀局氣付

一 第八五一航空隊

「ツ八四」ツ八九「ツ四七」臺灣高雄州東港航空基地氣付「ツ七四」

一 能代丸

横須賀局氣付(第十軍用郵便所經由) 能代丸

○取消

三月九日附公報(部内限) 辭令欄二二一頁下段「大西米三郎」「野口周市」、三月二十二日附公報(部内限) 辭令欄二六四頁下段「中村瀧三郎」「辻子種一郎」ノ辭令ハ孰モ取消

2283



174

艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル
諸公試、諸試験中一部省略實施要領

2284

官房艦機密第一三四五號

艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試、諸試験ノ一部ハ當分ノ間別冊艦船造修規則及兵器造修規則

ニ依ル諸公試、諸試験中一部省略實施要領ニ依リ之ヲ施行ス

別冊ハ海軍艦政本部長ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配布セシム

昭和十六年官房機密第九一二七號及昭和十七年官房機密第一〇八四號並同年官房機密第十一〇八五號ハ
之ヲ廢止

昭和十八年三月二十三日

海 軍 大 臣

艦船造修規則ノ部

一 第八十六條諸公試施行時ノ状態ハ左表ニ依ル

同型第二艦以降		同型第一艦		艦種別	状態
潜水艦	艦艇、特務艦艇 (潜水艦ヲ除ク)	其ノ他ノ艦艇 特務艦艇	航空母艦		
指示セシムル所ニ依リ、艦艇、特務艦艇ニ準ズルコトヲ得	完成重心公試ニ在リテハ第八十七條所定ノ代用重量物中重油以外ハ之ヲ搭載セザルコトヲ得但シ状況ニ依リ海軍艦政本部長ヲシテ	第八十六條ノ規定ニ依ル	飛行機及輕質油ニ對スル代用重量物ハ之ヲ搭載セザルコトヲ得但シ旋回公試及終末運轉公試ニ於テハ排水量ハ油、水其ノ他適當ナル「バラスト」ニ依リ完成公試状態ニ調整スルモノトス	其ノ都度海軍艦政本部長ヲシテ之ヲ指示セシム	

二 機關試験

同型第二艦以降ニ在リテハ第六條第三號中左ノ機關試驗ハ之ヲ行ハザルコトヲ得

(イ) 軸系同轉力率試驗

(ロ) 通風裝置試驗

(ハ) 發停試驗

三 運轉公試

(イ) 第一百一條第二號(イ)船底ノ狀況ニ關スル規定ハ同型第二艦以降ニ對シテハ之ヲ適用セズ

同號(ニ)表記事中「續航公試ニ在リテハ」ヲ「特ニ指定スルモノヲ除クノ外」トス

(ロ) 豫行運轉

第一百十二條第二號豫行運轉ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

豫行運轉ヲ實施スル場合ニ於テハ視界ノ狀況等ニ依リ標柱間航走ヲ省略スルコトヲ得

(ハ) 標柱間公試

(一) 第一百四條甲法(イ)表航走回數ノ欄中「四回、三回」ヲ各「二回」トス

(二) 第一百四條甲法(イ)表記事ニ左ノ如ク加フルモノトス

九 過負荷全力ニ於テハ視界ノ狀況等ニ依リ標柱間航走ハ之ヲ省略スルコトヲ得

十 航走種類中公試全力十分ノ八乃至同十分ノ一ニ對シテハ概ネ三種類ヲ選ブモノトシ海軍艦政

本部長ヲシテ之ヲ指示セシム

(三) 第百十四條(イ)表記事第六號内火主機械裝備ノ場合ノ最低速力ノ計測ハ流木ニ依ルコトトス

(四) 第百十四條甲法(ロ)表航走回数ノ欄中「四回、三回」ヲ各「二回」トナス

(五) 第百十四條甲法(ロ)表中片舷機械最低速力ノ計測ハ流木ニ依ルコトトス

(六) 第百十四條甲法(ロ)表中水上ノ部「四時間放電率」、「八時間放電率」及

適宜
ヲ除クモノトス

(七) 第百十四條甲法(ロ)表記事ニ左ノ如ク加フルモノトス

七 過負荷全力ニ於テハ視界ノ狀況等ニ依リ標柱間航走ハ之ヲ省略スルコトヲ得

(八) 第百十四條乙法(イ)ヲ左ノ通トス

(イ) 艦艇、特務艦艇等(潜水艦ヲ除ク)

航走種類	航走回数	記
公試全力	二回	建造所附近ノ海面ニ於テ施行困難ナル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得
		事

(九) 第百十四條乙法(ロ)ヲ左ノ通トス

(ロ) 潜水艦

水上		状態	使用機械
内火主機械		航走種類	
指定力量	公試全力	航走回数	記 事
二回		一 補助機械所要電力ハ主電動機ヲ發電機トシテ給電スルモノトス 二 指定力量ニ關シテハ特ニ必要ト認ムル場合ニノミ海軍艦政本部長ヲシテ之ヲ指示セシム 三 建造所附近ノ海面ニ於テ施行困難ナル場合ハ本表ノ公試ハ之ヲ省略スルコトヲ得	

(ニ) 續航公試

(一) 第百十五條甲法(イ)表航走種類及續航時間ノ欄ヲ左ノ通トス

過負荷全力	航走種類		續航時間
	戰艦	巡洋艦	
六時間	驅逐艦	砲艦	
四時間			
三時間			
二時間			

四

公試全力	一時間	一時間	一時間	一時間
基準速力	二時間	二時間	二時間	二時間

(二) 第百十五條甲法(イ)表記事 第二號ヲ削除ス

(三) 第百十五條甲法(ロ)表中特殊公試全力、公試全力及最大充電航走ノ續航時間ヲ各一時間トス

(四) 第百十五條乙法(イ)ヲ左ノ通トス

(イ) 艦艇、特務艦艇等(潜水艦ヲ除ク)

航走種類	續航時間
過負荷全力	二時間

(五) 第百十五條乙法(ロ)潜水艦ノ欄ヲ左ノ通トス

(ロ) 潜水艦

状態	使用機械	航走種類	續航時間
水上	内火主機械	過負荷全力	二時間
	指定力量	二時間	二時間

事 記	態
<p>一 主機航走中ノ補助機械所要電力ハ主電動機ヲ發電機トシテ給電スルモノトス</p> <p>二 指定力量ニ關シテハ特ニ必要ト認ムル場合ニノミ海軍艦政本部長ヲシテ之ヲ指示セシム</p> <p>三 建造所附近ノ海面ニ於テ施行困難ナル場合ハ發揮シ得ル最大力度ヲ以テ施行スルモノトス</p>	<p>主電動機</p> <p>主電動機全力</p> <p>主電動機ノ定格時間</p>

六

(ホ) 後進力公試

- (一) 第一百十六條甲法第二ハ之ヲ施行セズ
- (二) 第一百十六條乙法ヲ左ノ通トス

(1) 甲法第一ノミトス但シ主電動機(潜水艦)ノ項ハ之ヲ施行セズ

(2) 建造所附近ノ海面ニ於テ施行困難ナル場合ニ限り後進發令時ノ前進速度ハ適宜(潜水艦ハ十分ノ六全力以上ノ力度ニ對スル速度)トスルコトヲ得

(ハ) 終末運轉公試

第一百十七條表ヲ左ノ通トス

(ト) 修理運轉公試
第百十九條表ヲ左ノ通トス

事 記	潛 水 艦		艦 種 (潛水艦ヲ除ク) 艦艇、特務艦艇	航 走 種 類	續 航 時 間	標 柱 間 航 走 回 數
	基 準 速 力	公 試 全 力				
一 同型第二艦以降ニ在リテハ公試全力航走ハ安全海面ニ於テ使用シ得ル 最大速力ヲ以テ施行スルコトヲ得 二 標柱間航走ハ續航公試中ニ於テ之ヲ施行スルモノトス但シ同型第二艦 以降ニ在リテハ天候ノ狀況等ニ依リテハ之ヲ省略シ又ハ他ノ方法ニ依リ 速力ヲ計測スルコトヲ得 三 潛水艦基準速力ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ省略ス 四 四時間放電率ハ出動セズ水抵抗放電ヲ行フモノトス 五 機關各部ノ開放檢査ヲ行ハザル場合ニ在リテハ終末運轉公試ハ之ヲ省 略スルコトヲ得但シ潛水艦ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ	二	二	約一時間	二	同	

四 惰力公試

(イ) 第二百二十三條甲法ヲ左ノ通トス

(1) (ロ)ハ之ヲ施行セズ

(2) (ハ)及(ニ)ハ之ヲ試験トシテ施行ス

(ロ) 第二百二十三條乙法ヲ左ノ通トス

(1) 甲法中(イ)ノミヲ試験トシテ施行ス

但シ

I 成績計測ハ之ヲ省略スルコトヲ得

II 狀況ニ依リ本試験ハ之ヲ省略スルコトヲ得

艦種別	航走種類	續航公試ニ於ケル航時間	標柱間公試ニ於ケル標柱間航走回数
艦艇、特務艦艇	公試全力	二 時間	二 回
記	一 標柱間公試ハ續航公試中ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得		
事	二 安全海面ニ於テ施行困難ナル場合ハ續航時間ヲ短縮シ標柱間公試ハ之ヲ省略スルコトヲ得		

五 旋回公試

(イ) 第二百二十五條甲法中轉舵角度ヲ左ノ通トス

(一) 艦艇、特務艦艇等(潛水艦ヲ除ク)

(1) 公試全力十分ノ八ノ場合ハ十度、二十度、三十五度

(2) 十二節ノ場合ハ三十五度

(二) 潛水艦

(1) 公試全力ノ場合ハ十五度、二十五度、三十五度トス

(2) 十二節ノ場合ハ十五度、三十五度トス

(ロ) 第二百二十五條乙法ニ在リテハ旋回公試ハ之ヲ施行セズ

六 重心公試

(イ) 第二百二十七條船殼重心公試ハ同一建造所ニ於ケル同型第二艦以降ニ對シテハ之ヲ施行セズ

(ロ) 第二百二十八條輕荷重心公試ハ海軍艦政本部長ヲシテ特ニ指示セシムルモノヲ除クノ外之ヲ施行セズ

(ハ) 第二百二十九條完成重心公試ハ同一建造所ニ於ケル同型第二艦以降ニ對シテハ海軍艦政本部長ノ指示ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

(三) 第三百三十一條定例重心公試ハ海軍艦政本部長ヲシテ特ニ指示セシムルモノノ外之ヲ施行セズ

七 動搖公試

第三百三十三條動搖公試ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

八 操舵公試

(イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦ヲ除ク）

(一) 第三百三十六條機力操舵公試中操舵法ノ欄（イ）及（ロ）ハ之ヲ施行セズ

(二) 第三百三十六條人力應急操舵公試ハ人力操舵計畫速力高キモノニ就テノミ之ヲ施行ス

(ロ) 潜水艦

(一) 第三百三十六條第二號表中縱舵公試（機力）時ノ艦ノ速力ハ同型第二艦以降ニ在リテハ公試全力

十分ノ八速力以上適宜トス

(二) 第三百三十六條第二號表中縱舵應急機力裝置ハ之ヲ公試トセズ適宜作動試験ヲ施行ス

(三) 同型第二艦以降ニ在リテハ建造所附近ノ海面ニ於テ施行困難ナル場合ニ限り公試ヲ省略シ適宜

ノ速力ニ於テ操舵公試ニ準ジ操舵關係裝置ノ作動試験ヲ施行ス

九 投揚錨公試

(イ) 艦艇、特務艦艇等（潜水艦ヲ除ク）

- (一) 第三百三十八條第一號(イ)前部揚錨裝置中「普通投揚錨公試」ハ(一)ニ在リテハ全部(二)ニ在リテハ第四及第五ヲ省略スルコトヲ得
- (二) 第三百三十八條同號(ロ)後部揚錨裝置中「水深約二十米」ヲ「水深十米以上」トス
- (三) 同型第二艦以降ニ在リテハ公試ヲ省略シ投揚錨公試ニ準ジ投揚錨關聯裝置ノ作動試験ヲ施行ス
- (四) 潛水艦
- (一) 第三百三十八條第二號表普通投揚錨公試水深ノ欄中「約二十米」ヲ「十米以上」トシ順序ノ欄第四ヲ「主錨ヲ投下シ適宜錨鎖ヲ走出ス」トス
- (二) 同型第二艦以降ニ在リテハ公試ハ之ヲ省略シ投揚錨公試ニ準ジ關係裝置ノ作動試験ヲ施行ス
- 十 潛航公試
- (イ) 第三百四十三條第二項中「第三號ハ標柱間公試(潛航)中ニ」ヲ削ル
- (ロ) 第三百四十三條普通潛航公試中同型第二艦以降ニ在リテハ左ノ各號ハ之ヲ施行セズ
- (一) 航走トリム
- (二) 四時間放電率速力及八時間放電率速力ノ航走
- (ハ) 第三百四十七條終末潛航公試中同型第二艦以降ニ在リテハ第二號半群電池片舷主電動機ヲ使用スル最低速力航走ハ之ヲ施行セズ

(三) 建造所附近ノ海面ニテ深々度潜航公試ノ施行困難ナル場合ハ同型第二艦以降ノ同公試ハ安全海面ニ於テ成ルベク規定深度ニ近キ深度ニ於テ施行ス此ノ場合ニハ引渡後艦長ハ規定ニ準ジ深々度潜航試験ヲ施行ス

十一 雑役船及艦船裝載短艇ノ艦船試験

(イ) 第四百四十八條ヲ左ノ通トス

雑役船及艦船裝載短艇ノ新造運轉試験、旋回試験ノ實施要領ニ關シテハ海軍艦政本部長ヲシテ之ヲ指示セシム

(ロ) 第四百四十九條ヲ削ル

十二 報 告

(イ) 第五百五十六條ニ依ル電報通報ハ特ニ指定スルモノノ外同型第二艦以降ニ在リテハ異狀アリタル場合ヲ除クノ外書類ヲ以テ爲スモノトス

(ロ) 第五百五十九條表ニ左ノ記事ヲ加フルモノトス

記
海軍艦政本部長ハ諸公試、諸試験ノ一部ヲ省略實施セル同型第二艦以降ニ對シ左ノ成績表ハ同型第一艦ノモノヲ本籍鎮守府司令長官ヲ經由當該艦船

事

- 長ニ送付スルモノトス
- 一 運轉公試成績摘要表
- 二 惰力公試成績表
- 三 旋回公試成績表
- 四 動搖公試成績表
- 五 主電動機公試成績表

兵器造修規則ノ部

一 砲熯兵裝公試

(イ) 裝備發射

(一) 第六十八條甲備砲第一號弱裝藥演習彈發射、第四號方位發射ハ之ヲ施行セズ

(二) 第六十八條乙機銃ハ之ヲ施行セズ但シ機銃射擊裝置ノ裝備ナキ機銃ハ十二耗以上各銃十發、十

二耗未滿各銃三十發ノ發射試驗ヲ行フモノトス

(ロ) 方位盤發射

第七十條甲備砲第二號發射方法中打方及發射彈數ヲ夫々一齊打方及各砲一發トス

(ハ) 同型第二艦以降ニ在リテハ備砲ノ裝備發射及方位盤發射ヲ左ノ通トス

(一) 使用彈數

裝備發射ト方位盤發射トヲ同時ニ施行スルモノトシ一門ニ付常裝藥及強裝藥各一發トス

(二) 發射法

方位盤射擊裝置類ヲ有スルモノニ在リテハ之ヲ使用シ適宜ノ速力ニ於テ緩徐ナル保續照準ニ依ル一齊打方トス

方位盤射擊裝置類ヲ有セザルモノニ在リテハ適宜ノ速力ニ於テ方位發射ノ要領ニ依ル一齊打方トス

(三) 旋回俯仰角度

旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以内但シ最大旋回角度ヨリ測リ十五度以上トス

俯仰角度ハ適宜トス

(四) 彈着観測ハ行フヲ建前トス

(五) 海面ノ状況ニ依リ裝備發射及方位盤發射ノ施行困難ナル場合ニ於テハ機能試験ノミヲ施行シ發射試験ハ左表ニ依ル

備考	口徑十五糎以上ノ砲	口徑十五糎五未滿ノ砲	砲種	裝備發射	方位盤發射
一 俯仰角度ハ適宜トス 二 旋回角度ハ正横ヨリ測リ四十度以内トス	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	其ノ都度別ニ之ヲ定ム	引渡後艦長ハ各砲ノ常裝藥一發ノ發射試験ヲ行フ	上記ノ發射ニ際シ方位盤射擊裝置類ヲ使用シ裝備發射ヲ施行シ方位盤發射ヲ兼ネシム但シ彈着観測ヲ行ハザルコトヲ得	

(ニ) 同型第二艦以降ニ於テ海面ノ狀況ニ依リ機銃ノ裝備發射及方位盤發射ノ施行困難ナル場合ニハ機能試験ノミヲ施行シ引渡後艦長ハ規定ニ準ジ發射試験ヲ行マ

二 發煙兵裝公試

第七十二條發煙器公試ハ之ヲ兵裝試驗トシ第二號發煙試驗表中複讎試驗ニ於ケル風向及艦ノ速力欄ヲ「向風、適宜」噴射時間ヲ「約一分」トス

三 光學兵裝公試

(イ) 左ノ艦艇ニ於ケル同型第二艦以降ニ對シテハ光學兵裝公試(潛望鏡關係ノ公試、試驗ヲ除ク)ハ之ヲ兵裝試驗トス

飛行艇	母艦	潛水母艦	驅逐艦	潛水艦
海防艦	特務艦	掃海艇	敷設艇	
驅潛艇	特務艇			

(ロ) 第七十四條第三號實用試驗中人力昇降試驗ハ之ヲ施行セズ

四 魚雷兵裝公試

(イ) 第七十八條第二號發射試驗ハ同型第二艦以降ニ在リテハ全發射管ノ「ダミー」發射一回、潛水艦ニ在リテハ其ノ他ニ射線數ノ半數ニ付露頂深度發射及他ノ半數ニ付深度冷走發射各一回ヲ施行ス

(ロ) 空氣壓縮ポンプ公試

(一) 第八十條第三號中連續運轉時間「四時間」ヲ「二時間」トス

(二) 第八十條ノ四第二號中連續運轉時間「六時間」ヲ「二時間」トス

五 機雷兵裝公試及掃海兵裝公試

(イ) 第八十二條第一號機能試驗(ハ)敷設裝置試驗中水上艦船ノ(一)ヲ「敷設原動機ニ敷設最大荷

重ヲ負荷シ約五米ノ長サ丈往復揚卸試驗ヲ十回施行ス」ニ改メ(二)ハ之ヲ施行セズ

(ロ) 第八十二條第三號揚收試驗ハ之ヲ施行セズ

(ハ) 第八十五條大掃海具曳航裝置公試中曳航時間「三十分以上」ヲ「十五分以上」トス

(ニ) 第八十六條ノ二第一號ヲ「水底電線切斷具ヲ潛水艦ニ裝備シタル場合但シ同型第二艦以降ニ裝備

シタル場合ヲ除ク」トス

六 音響兵裝公試

(イ) 探信儀公試

第九十三條第二號測距離向試驗表中潛水艦水上状態ニ於ケル試驗ハ之ヲ施行セズ

(ロ) 水中聽音機公試

第九十四條第二號誤差試驗及第三號可聽距離試驗ハ之ヲ一括聽音試驗トシテ左ノ要領ニ依リ實施ス

ルコトヲ得

聽音試驗

左表ニ依リ測定艦ノ全周ニ亘リテ約五度毎ニ聽音狀態、聽音距離、感度及測角精度ヲ檢ス

潜水艦	艦艇、特務艦艇		戰艦、航空母艦、巡洋艦	種類	狀態	速度	種類	速度	運動要領
	(潜水艦ヲ除ク)	右以外ノ艦艇、特務艦艇							
水中									
約四節	停止		約六節						
驅逐艦乃至驅潛艦級艦艇	驅潛艇級艦艇曳船	潜水艦 已ムヲ得ザル場合 ハ驅逐艦又ハ大型 驅潛艇級艦艇曳船	驅逐艦級艦艇						
約十二節	六節	潜水艦ニ在 リテハ水中 約四節其ノ 他ノモノ約	約十二節						

七 航海兵裝公試

(イ) 羅針儀公試

- (一) 第九十六條甲磁氣羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ
- (二) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定中「磁氣羅針儀ヲ主用スル艦船ニ在リテハ砲煩公試終了後本測定ヲ行フヲ例トス」ヲ「本測定ハ艦船航行中又ハ碇泊中施行スルモノトス」トス
- (三) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(イ)ハ同型第二艦以降ニ在リテハ原基及主トシテ使用スル操舵用羅針儀ニ就キ修正後ニ於ケル自差、略係數及平均指北力ノミヲ測定スルモノトス
- (四) 第九十六條甲磁氣羅針儀第二號自差測定(ロ)中「反映羅針儀ニ就キ(イ)ノ檢測ヲ行フノ外左ノ事項ヲ檢ス」ヲ「反映羅針儀ニ就キ修正具ヲ裝著セザル場合及修正後ニ於ケル自差、略係數及平均指北力ヲ測定シ且其ノ映像ノ狀況ヲ檢スルノ外左ノ事項ヲ檢ス但シ同型第二艦以降ニ在リテハ修正具ヲ裝著セザル場合ヲ除ク」トス
- (五) 第九十六條甲磁氣羅針儀ニ關スルモノハ潛水艦ニ在リテハ兵裝試驗トス
- (六) 第九十六條乙轉輪羅針儀第一號視界測定ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ
- (七) 第九十六條乙轉輪羅針儀第二號運轉試驗(イ)中「主羅針儀靜定後二十四時間」ヲ「主羅針儀回轉靜定後十二時間」ニ、「約十二時間」ヲ「約六時間」トス

- 二〇
- (八) 第九十六條乙轉輪羅針儀第四號誤差試験中(イ)及(ロ)ノ(一)ハ施行セズ(ロ)ノ(二)ハ兵裝試験トシ高速力運轉中適宜ノ方法ニ依リ爲シ得ル限リ最大加速度誤差ヲ測定ス但シ九八式轉輪羅針儀ニ在リテハ適宜ノ方法ニ依リ誤差ヲ測定スルモノトス
- (ロ) 測程儀公試
- (一) 第九十七條第一號誤差試験(ロ)旋回中ノ誤差試験ハ之ヲ施行セズ
- (二) 同型第二艦以降ニ在リテハ測程儀公試ハ之ヲ兵裝試験トシ誤差試験ハ適宜ノ方法ニ依ルモノトス
- (ハ) 電動測深儀公試
- 第九十八條電動測深儀公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス
- (ニ) 航跡自畫裝置公試
- (一) 第九十九條航跡自畫裝置公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス
- (二) 第九十九條表中艦艇、特務艦艇(潛水艦ヲ除ク)測定時間「約四時間」ヲ「約二時間」トス
- (三) 第九十九條表潛水艦水中状態ノ速力「約三節」ヲ「適宜」、測定時間「約二時間」ヲ「約一時間」トス
- (ホ) 山川燈公試

第百條ノ二山川燈公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

(〜) 風信儀公試

第百一條風信儀公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

(ト) 第百一條ノ二高層氣象觀測裝置試験ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

八 電氣兵裝公試

(イ) 發電機械及發電機公試

(一) 第百九條發電機械及發電機公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

(二) 第百九條第一號發電機(潛水艦ニ裝備スルモノヲ除ク)

(1) 力量試験中全負荷運轉「四時間」ヲ「二時間」トス

(2) 負荷特性試験ハ併列運轉ノ要アルモノ及陸上試験後分解、修理及改造ヲ加ヘタル場合等特ニ

必要アルモノノミニ施行シ無負荷特性試験ハ特ニ必要アル場合ノ外之ヲ省略ス

(3) 併列運轉中 (一) 及 (二) ハ適宜ニ臺宛施行ノコト

(三) 第百九條第一號ニ依ル交流發電機ノ試験ハ負荷力率一ニテ施行スルコトヲ得ルモノトス

(四) 第百九條第二號潛水艦補助發電機(イ)力量試験中全負荷ニテ「四時間」ヲ「二時間」トシ(ロ)

單獨充電試験ハ同型第一艦ノミニ對シテ之ヲ施行シ(ハ)變動率試験ハ之ヲ施行セズ

- (五) 第九條第三號潛水艦主電動機(イ)發電機トシテ使用スル場合(一)碇泊充電試験ハ之ヲ施行セズ
- (六) 第九條第四號電動發電機
- (1) 力量試験中「四時間」ヲ「二時間」トシ尙特定用途ニノミ使用スルモノニ在リテハ其ノ關聯
裝置ノ公試又ハ試験施行ノ際三十分以上適宜實用試験ヲ行ヒ本試験ニ代フルモノトス
- (2) 變電率試験ハ無線用音響用及併列運轉ヲ行フモノニノミ施行ス
- (3) 負荷特性試験ハ探照燈用二次電源用及併列運轉ヲ行フモノニノミ施行シ無負荷特性試験ハ特
ニ必要アル場合ノ外之ヲ省略ス
- (七) 第九條第五號トシテ左ノ如ク追加施行ス
- 五、變壓器(電源用ノミ)
- 力量試験
- 實用最大負荷ニテ一時間之ヲ行フ
- (ロ) 電動機公試
- (一) 第一百一條電動機公試及電動機試験ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス
- (二) 第一百一條ニ於テ電動機試験ヲ行フベキ電動機ヲ直流二馬力交流一・五キロワット以上トス
- (三) 試験設備等ノ關係上第一百一條規定ノ試験施行困難ナルモノ及直流二馬力交流一・五キロワット

ト未滿ノモノニ在リテハ其ノ關聯裝置ノ公試又ハ試験ト同時ニ適宜實用試験ヲ施行ス

(四) 第十一條第一號中「四時間」ヲ「二時間」トス

(五) 第十一條中第四號ヲ除クモノトス

(ハ) 探照燈公試

第一百十二條探照燈公試ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

(ニ) 電氣兵器試験

(一) 第一百十四條電氣兵器試験ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

(二) 第一百十四條第一號電氣通信器試験中發音又ハ電燈標示ニ依ルモノ及兩者併用ノ通信裝置ニ對シテハ實用試験ヲ行ヒ電壓、電流等ノ測定ヲ省略スルモノトス

(三) 第一百十四條第二號信號燈試験ハ潛水艦ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(四) 第一百十四條第二號信號燈試験ハ各種信號燈ヲ連續三十分以上點燈シ適宜實用試験ヲ行ヒ信號用遮光器及光力調整裝置ノ作動ヲ檢スルモノトス

(五) 第一百十四條第七號白熱電燈試験(イ)ノ電壓及電流ノ測定及照光度ノ計測ハ之ヲ省略ス

(六) 第一百十四條第八號電氣烹炊器試験ハ適宜通電試験ヲ行ヒ電壓及電流ヲ測定ス但シ暖房器ニ於テハ電壓及電流ノ測定ハ之ヲ施行セズ

(ホ) 電路試験

第百十五條電路試験ハ兵裝試験トシテ之ヲ施行ス

九 航空兵裝公試

(イ) 射出機公試

第百十七條第二號射出試験ノ表中備考第二號ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

(ロ) 飛行機著艦裝置公試

(一) 第百十九條第一號制動裝置試験 (ロ) 實用試験中 (二) 著艦試験ハ同型第二艦以降ニ在リテハ「搭載飛行機中重量最大ナル機種ヲ以テ成ルベク常用著艦區域ノ各制動索ニ對シ一回以上拘捉制動セシム」トス

(二) 第百十九條第二號著艦用燈火試験ハ同型第二艦以降ニ在リテハ (イ) 中「連續二時間」ヲ「適宜ノ時間トシ」(ロ) 及 (ハ) ハ之ヲ施行セズ

(ハ) 水上飛行機收容裝置試験

第百二十一條水上飛行機收容裝置公試ハ同型第二艦以降ニ在リテハ之ヲ施行セズ

十 報 告

第百二十二條ニ依ル電報通報ハ特ニ指定スルモノノ外同型第二艦以降ニ在リテハ異狀アリタル場合

2309

ヲ除クノ外書類ヲ以テ爲スモノトス

三五

海軍公報

(部内限) 第四千三百五十號

海軍大臣官房

昭和十八年三月二十六日(金)

○令 達

官房人機密第一〇一號

昭和十七年官房機密第七三六一號中「第四十三警備隊」ヲ「第四十三警備隊、第八十三警備隊、第三通信隊」ニ改ム

昭和十五年官房機密第六七八七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年三月二十日

海軍大臣

(参照) 昭和十五年十月十五日及昭和十七年六月十五日本冊

官房機密第一三二號

大東亞戰爭間出征陸軍部隊及運送船等ニ服務若ハ便乗スル海軍軍人軍屬竝ニ戰地ニ於テ海軍ニテ補給困難ナル海軍部隊ニ給與若ハ現品交付スル糧食、臨時飲食物及日用品ハ陸軍ニ於テ又同海軍部隊及艦船等ニ服務若ハ便乗スル陸軍軍人軍屬竝ニ戰地ニ於テ陸軍ニテ補給困難ナル陸軍部隊ニ給與若ハ現品交付スル糧食、臨時

飲食物及日用品ハ海軍ニ於テ各共ノ規定ニ依リ給與シ之ガ經費又ハ現品等ノ戻入整理ヲ要セザル儀ト心得ベシ

大正八年官房機密第七八五號ノ四ハ之ヲ廢止ス

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年三月二十五日

海軍大臣

○通 牒

軍務一第二三四號

昭和十八年三月二十五日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

公務運賃割引證ノ使用ニ關スル件申進

公務運賃割引ノ制度ハ公務旅行ヲ爲ス軍人又ハ一部ノ軍屬ニ對スル優遇ノ趣旨ニ於テ設ケラレタルモノニシテ從來公務運賃割引證ノ使用ニ付テハ共ノ趣旨ニ基キ

海軍諸例
則登載

海軍公報(部内限) 第四千三百五十號

昭和十八年三月二十六日

二七三

海軍公報(部内限) 第四百三百五十號 昭和十八年三月二十六日

二七四

利用セラレアリタル處支那事變勃發以來應召者又ハ軍
屬採用者激増等ニ伴ヒ本制度ノ趣旨ヲ諒解セズシテ公
務以外ニ使用シ又甚ダシキハ部外者ニ使用セシムル等
ノ事例生起シツツアリ此ノ如キハ時局柄特ニ戒心スベ
キコトニシテ本制度ノ存續ニモ影響スベキニ付自今公
務運賃割引證ノ發行ニ際シテハ其ノ趣旨ヲ充分徹底セ
シメ濫用トナラザル様特ニ指導並ニ取締方取計相成度

軍務一機密第二三六號

昭和十八年三月二十五日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

醫務科戰訓分類等ニ關スル件申進

首題ニ關シテハ戰訓調査委員會醫務分科會長ノ要望モ
有之資料ノ蒐集及調査、整理上別紙分類ニ依リ記註ス
ル如ク取計相成度尙戰訓ハ分科會長タル海軍軍醫學
校長宛一部送付ヲ得度

(別紙)

醫務科戰訓事項分類表

- 一 教育訓練及制度ニ關スル事項
- 二 醫務科定員等ニ關スル事項

- 三 陸戰隊醫務隊防疫班(隊)、檢疫班(隊) 其ノ他編制ニ關スル事項
- 四 醫務及醫務書類ニ關スル事項
- 五 軍陣醫學ニ關スル事項
 - 戰病及一般内科的疾病
 - 戰傷及一般外科的疾病
 - 眼戰傷病及一般眼科的疾病
 - 耳鼻咽喉戰傷病及一般耳鼻咽喉科的疾病
 - 皮膚泌尿器生殖器戰傷病並ニ一般皮膚泌尿器疾病及性病
 - 齒牙戰傷病及一般齒牙疾病
 - 化兵傷病
 - 防疫及地方病
 - 一般衛生
 - 作業衛生
 - 糧食衛生
 - 被服衛生
 - 居住衛生
 - 其ノ他
 - 工場衛生
 - 航空衛生

<p>第一課勤務ヲ命ス 海軍主計少佐 岡部 正夫</p>	<p>(ヲ) 潜水艦衛生 六 一般艦船艦裝又ハ陸上施設ニ關スル事項 七 病院船又ハ患者輸送ニ關スル事項 八 病院又ハ病舎ニ關スル事項 九 治療品ニ關スル事項 療用品 藥品 其ノ他 (ハ)(キ)(イ) 十 宣撫治療ニ關スル事項 十一 其ノ他ニ關スル事項 備考 一 戰訓記載ニ際シテハ本分類ニ該當スル項目ヲ 首記ノ上記述シ不要項目ハ記載セザルモノトス 二 戰訓中本分類ニ依ルモ尙二項目以上ニ亘ルモ ノアルトキハ當該分類番號及項目ノ總テヲ併記 ス 三 戰訓ハ各分類毎ニ成ルベク別紙ニ記載ノコト</p>
<p>第一課勤務ヲ命ス 海軍主計少佐 岡部 正夫</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス(海軍省經理局) 同 池田 淳郎</p>

○ 辭 令

海軍公報(部内限) 第四千三百五十號 昭和十八年三月二十六日

海軍公報

(部内限) 第四千三百五十一號

昭和十八年三月二十七日(土)

海軍大臣官房

○通牒

軍務一機密第二三八號
昭和十八年三月二十六日

海軍省軍務局長

各鎮守府、各警備府、
海軍練習聯合航空總隊 參謀長殿

災害豫防ニ關スル件申進

火災其ノ他災害ノ豫防ニ關シテハ屢次注意ヲ喚起セラレ各部ニ於テモ充分ノ戒心ヲ拂ハレツツアル所ナルモ其ノ後事故ノ發生依然タルモノアリ最近ニ於テモ第十一、第二十一海軍航空廠、仙臺地方海軍人事部及大湊海軍通信隊ノ火災事件竝ニ横須賀防備隊及海軍研究所ノ爆發事件等ヲ惹起セシハ寔ニ遺憾ニ堪ヘザル所ニ有之戰局愈々重大化シ戰軍備ノ擴充ヲ要スルコト特ニ切實ナルモノアリテ施設資材ノ極度制限ノ下ニ萬難ヲ排シテ生産ノ増強ニ精進ヲ要スル秋此ノ種事故ノ發生ハ直ニ戰力ニ影響スル所甚大ナルヲ以テ他ク迄之ガ

根絶ヲ期スベキハ勿論ノ義ニ付戰時下業務ノ多端繁忙及人員就中不熟練者ノ急増等取締上ノ困難ハ察知ニ難カラザル所ナルモ此ノ上トモ各部ニ於ケル指導監督ヲ適切ニシテ災害ノ未然防止ニ萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ事故發生時ノ被害局限ニ付一段ノ研究工夫ヲ進ムル様然可取計相成度

○辭令

(各通)

氣象技手 山崎 正博

同 下保 豊一

第八艦隊司令部附ヲ免シ水路部附ヲ命ス(三十四海軍省)

(各通)

同 山崎 正博

同 下保 豊一

水路部附ヲ免ス(三十四同)

海軍主計少尉 三田 重多

第一課勤務ヲ命ス(三十四海軍省軍需局)

海軍公報(部内限) 第四千三百五十一號

昭和十八年三月二十七日

二七七

海軍主計大尉 川口 慶一
 驅逐艦春風及第五驅逐隊殘務整理ニ要スル給與及其
 ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命
 ス(三三〇) 支田官 海軍省經理局長)

(各通)

海軍技術少佐 服部 彰雄
 民政府囑託内務技師 前田 一三
 同 蒲池 浪統
 同 新妻 幸雄

各南西方面港灣調査ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支
 拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(三三〇) 同)

○ 雜 款

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

隊、司令、軍醫長、主計長宛 朝雲
 (第九 驅逐 隊)

吳局氣付 筑紫丸司令部
 (吳潜水戰隊司令部)

庶務關係 横須賀郵便局氣付 天應丸副官
 繪與關係 横須賀郵便局氣付 天應丸主計長

醫務關係 横須賀郵便局氣付 天應丸病院長
 (天 應 丸)

四月十日迄ニ到達見込ノモノハ
 舞鶴海軍人事部氣付
 其ノ後ハ 吳郵便局氣付
 (第二十六軍用郵便所經由)
 (第二一七九九)

吳郵便局氣付 筑紫丸
 (第三海軍補給部)

第二號東光丸殘務整理關係書類ハ

自今 横須賀郵便局氣付 快風丸殘務整理員
 自今第十六魚雷調整班宛書類ハ廣島縣吳海軍航空隊内
 トセラレ度

部内ヨリ發送セラルル文書中海軍機關學校ト海軍機雷
 學校トヲ誤ルモノ多ク事務處理上支障尠カラザルニ付
 留意相成度
 (海軍機關學校)

○事務開始
 第三海軍補充部事務所ハ三月二十日舞鶴海軍人事部内
 ニ設置シ事務ヲ開始セリ

宿毛海軍航空隊(假稱)設立準備事務ハ三月二日吳海軍航空隊内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○残務整理

第九戰隊殘務整理ハ舞鶴海兵團内ニテ之ヲ行フ

追テ郵便物宛先ハ

舞鶴海兵團内 第九戰隊殘務整理員

舊さんとす丸(特設潜水母艦)ノ殘務整理ハ三月二十

五日以降横須賀海軍經理部内ニ於テ之ヲ行フ

追テ郵便物發送先ハ

横須賀海軍經理部内 さんとす丸殘務整理員宛

○事務所撤去

第十二港務部事務所ハ三月二十日撤去セリ

筑紫丸艦裝員事務所ハ三月二十五日撤去セリ

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千三百五十二號

昭和十八年三月二十九日(月)
海軍大臣官房

○通牒

官房空機密第四八六號
昭和十八年三月二十六日

海軍次官

内令提
要登載

横須賀、吳、鎮守府司令長官
佐世保、舞鶴、航空總隊司令官
練習聯合航空總隊司令官
航空關係要員養成計畫ニ關スル件申進

飛行機搭乗員養成計畫ニ關シテハ昭和十六年官房機密第七五一〇號ヲ以テ申進致置候處今般練習聯合航空總隊設定セラレタルヲ以テ爾今首題ノ養成計畫中左記事項ニ關シテハ當分ノ間海軍航空本部長ヲシテ關係各部ニ通牒セシメラルコトニ定メラレ候

記

學生練習生種別	通牒事項
飛行・學・生	專修別及特修別員數ノ標準
飛行科豫備學生	

海軍公報(部内限) 第四千三百五十二號

昭和十八年三月二十九日

二八一

飛行術練習生	一、專修別及特修別員數ノ標準
飛行科豫備練習生	二、各練習航空隊入出隊期及入隊員數ノ標準
飛行機整備術練習生	
兵器整備術練習生	
整備科豫備練習生	
飛行豫科練習生	一、專修別及特修別員數ノ標準 二、卒業期(繰上卒業ノ場合)

官房機密第七號ノ一三
昭和十八年三月二十七日

内令提
要登載

海軍省副官

各廳長殿

郵便物ニ關スル件通牒

昭和十七年官房機密第一二八〇號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メラレ候

記

附録部隊區別符表(其ノ一) 中末尾ニ「第二八一航空隊 ヲ武四五」ヲ加フ
 同(其ノ二) 中「第三十二同」ヲ「第三十二特別根據地隊」ニ改ム
 同(其ノ三) 中末尾ニ「海軍民政部」イ六武ヲ加フ
 同(其ノ四) 中末尾ニ「第三海軍補充部」セ七九ヲ加フ

○ 辭 令

(各通)

舞鶴鎮守府軍法會議判士ヲ免ス(三三九海軍省)

軍令部部員陸軍大佐 中山 寧人
 第一部第十二課勤務ヲ命ス

同 松 谷 誠
 第一部第一課勤務ヲ命ス(以上三三九軍令部)

陸軍大佐 中山 寧人
 參謀部第一部第十二課勤務ヲ命ス

同 松 谷 誠
 參謀部第一部第一課勤務ヲ命ス(以上三三九大本營海)

軍部)

海軍技師 加治木 喜文(艦本監)
 第二十六號掃海艇審議委員ヲ命ス

同 菊池 正人

第二十六號掃海艇審議委員ヲ免ス(以上三三九海軍艦政本部)

(各通)

海軍大尉 今上 卯作(隱岐)
 海軍中尉 竹内 道雄(同)

海軍豫備中尉 櫻井 素明(同)
 海防艦隱岐審議委員ヲ命ス

同 鈴木 實
 海防艦隱岐審議委員ヲ免ス
 海軍技師 大原 文一(艦本監)

第一號驅潜艇審議委員ヲ命ス
 同 村井 敏市

第一號驅潜艇審議委員ヲ免ス(以上三三九同)
 海軍中尉 宮田 熊彦(隱岐)

海防艦隱岐審議委員ヲ命ス(以上三三九同)

海軍公報 (部内限) 號外

海軍大臣官房

昭和十八年三月二十九日(月)

○ 令 達

官房機密第一三三號

海軍省所管臨時軍事費特別會計歳入歳出科目中左ノ通改正シ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年三月二十五日

海 軍 大 臣

一 歳入科目解疏中左ノ通改ム

款 項	目 目	節	解 疏
(軍 資 金)	(雜 收 入)	(辨 償 金)	受託患者收入共
		(建 物 貸 下 料)	工員寄宿舎使用料 (宿舍共)
		(受 託 造 修 收 入)	工作廳、衣糧廠、療品廠、(建築部) 受託收入
	(返 納 金)		昭和十四年官房第三八九四號及同十七年同第 四〇六三號ニ依ル概算旅費ノ追徴金共

海軍公報 (部内限) 號外

二 歳出科目中左ノモノハ之ヲ使用セザル科目トス		款	項	目	節	解	疏
<input type="checkbox"/>	(臨時軍事費)						
<input type="checkbox"/>	(雜給及雜費)				増給		
<input type="checkbox"/>	(艦營費)				占領地民政諸費		
<input type="checkbox"/>	(教育諸費)				占領地民政諸費		
<input type="checkbox"/>	(營繕費)				接待費		
<input type="checkbox"/>	(扶助金)				海軍豫備油田試験費		
<input type="checkbox"/>	支那事變戰史纂費				下士官兵家族扶助金		

					（雜給及雜費）				（航海加俸）		潜水艦加俸、潜水艦特別任務加俸及潛航艇加俸共		（候補生俸給）		見習尉官俸給共		（俸給）			（臨時軍事費）			疏	
四	歳出科目	解	疏	行賞、諸費			レク	戦史編纂費			レナ	船舶建造諸費			レタ				船舶建造事務ニ要スル試製研究、報酬 金、雇員、他人工員給、運搬費、舟車馬類 備貸、家屋其他借料、備品消耗品費、圖 書及印刷費、體育修養費共ノ他ノ雜費					
（簡閱點呼旅費）	（出張旅費）					「俘虜」ヲ「捕虜」ニ改ム						海軍召集規則ニ依ル簡閱點呼執行官及被點呼者ノ旅費、召集、簡閱點呼事務檢閱ニ要スル旅費等												

(教育諸費)	(雜費)	(外國勤務者旅費)
(水路費)		
(艦營費)	(給與)	
(患者費)	(雜費)	
	(臨時手當)	
	(雜費)	
	(派遣手當)	
	(宿舍手當)	
	(支度手當)	
	(遭難服裝手當)	
	(兵及家族旅費)	

外國旅費規則及海軍外國旅費規則ニ依リ給スル外國在勤者、出張者、大公使館附武官、同
 輔佐官、外國駐在員及外國在勤者家族ノ旅費
 (移轉料、支度料、家族移轉料共) 並ニ昭和十
 七年官房第九七二號ニ依リ給スル旅費
 (内地出發及復歸共)
 昭和八年勅令第七十六號ニ依リ給スル兵歸省
 及家族出張旅費
 海軍給與令第五十六條及昭和十七年官房第三
 二二九號ニ依リ給スル分
 海軍給與令第六十三條及第六十四條ニ依リ給
 スル支度手當並ニ昭和十七年官房第六〇二二
 號ニ依リ給スル文官同待遇者服裝手當
 [海軍戰時特例給與規則]ノ下ニ並ニ昭和十
 八年官房經第二二八號ニ加フ
 昭和十二年勅令第四百三十五號及同十七年官
 房第四〇〇四號ニ依リ給スル分
 [雇員備人被服料]ノ下ニ「下士官兵慰安
 費」ヲ加フ
 昭和十五年勅令第四百一號ニ依リ外國在勤者
 等ニ給スル分
 「備品」ヲ「治療品保管運搬用備品」ニ改ム
 「以下同ジ」ヲ「以下雜費迄同ジ」ニ改ム
 航路部及氣象部ニ要スル分共
 解疏ヲ削ル
 所ニ改ム
 及技手養成

(亡失金)	(償還金)	(諸拂戻金)	(扶助金)	(雜費)	(戰時特別給與品費)	(臨時家族手當)	(船舶費)	(營繕費)	(受託造修費)	(研究費)	(研究費)	(研究費)
			(下士官兵家族扶助金)	(賠償金)				(作場費)		(衛生研究費)	(研究費)	
歳出金ニシテ整理ス	有効期間経過等ノ小切手所持人ヨリ請求ヲ受ケタル場合ノ償還金	過納誤納等ニ對スル拂戻金	解疏ヲ削ル	艦船衝突、物件毀損其他損害補償等	海軍給與令ニ依リ給スル下士官兵家族扶助金	保管運搬ニ要スル經費共	昭和十七年達第百九號ニ依リ給スル分	昭十七年達第百十三號ニ依リ給スル分	昭十七年達第百九號ニ依リ給スル分	昭十七年達第百十三號ニ依リ給スル分	昭十七年達第百九號ニ依リ給スル分	昭十七年達第百十三號ニ依リ給スル分

海軍公報 (部内限) 號外

(補助金)

下士官補助金、海軍施設補助金、市町村補助金、特
種漁船補助金、軍港都市施設補助金等

七

海軍公報

(部内限) 第四千三百五十三號

昭和十八年三月三十日(火)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房第七五號 昭和十八年三月二十九日 第二〇號

當分ノ内地ニ在ル艦船部隊及特設艦船部隊ニ勤務スル者ニ對シ海軍給與令施行細則第二十表、第二十表ノ四及昭和十六年官房第三八四三號(第二十表該當ノ分)ニ依リ給與スル生獸魚肉ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ給與ス

昭和十八年三月二十九日

海軍大臣

- (イ) 生獸肉
- (ロ) 生牛豚肉 牛豚肉ヲ併セ一句四回以内トス
- (ハ) 生兎肉、生鯨肉 適宜トス
- (ニ) 生鳥肉 毎旬一回以内換給スルコト得
- (ホ) 罐詰獸肉 海軍給與令施行細則第二十表備考第九號ノ規定ニ依ル換給ヲ停止ス
- (ハ) 燻獸肉 毎月一回以内換給スルコトヲ

(一) 鶏 卵 得

患者、潜水艦乗員、航空機搭乗者ニ限リ給與スルコトヲ得

(ト) 前各項以外ノ給與回数ニ對シテハ生魚肉ニ換給ス

二 生魚肉

(イ) 罐詰魚肉 海軍給與令施行細則第二十表備考第九號ノ規定ニ依ル換給ヲ停止ス

(ロ) 塩魚肉、乾魚肉、燻魚肉

海軍給與令施行細則第二十表備考第十號ノ規定ニ拘ラズ適宜換給スルコトヲ得

(ハ) 獸鳥肉、鶏卵ニ換給ヲ停止ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十二年官房第五三五一號ハ之ヲ廢止ス

海軍公報(部内限) 第四千三百五十三號

昭和十八年三月三十日

二八三

(参照) 昭和十二年官房第五三五一號(昭和一二、一〇、二一海軍公報(部内限))
昭和十六年官房第三八四三號(昭和一六、七、一七海軍公報(部内限))

○ 辭 令

機械工員 井上忠二郎
第四艦隊司令部附ヲ免シ横須賀鎮守府附ヲ命ス
(昭和十七年海軍省)

線路工員 黒田 誠
第八艦隊司令部附ヲ免シ横須賀鎮守府附ヲ命ス
(三十四同)
島根縣屬 山 内 巖
南西方面艦隊民政府附ヲ免ス(三十四同)

○ 雜 款

○ 旗艦變更
吳潜水戰隊司令官ハ三月二十五日旗艦ヲ筑紫丸ニ變更セリ

○ 事務開始
第十四號掃海特務艇艇員事務所ハ三月二十二日下ノ關市彦島三菱造船所内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○ 本日普通公報發行セズ

海軍公報

(部内限) 第四千三百五十四號

昭和十八年三月三十一日(水)

海軍大臣官房

○ 辭 令

海軍主計中尉 高戸 順隆
 驅逐艦涼月ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦
 隊經費臨時分任出納官吏ヲ命シ置キタル處之ヲ免ス
 海軍豫備中尉 松 下 社
 億洋丸ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經
 費臨時分任出納官吏ヲ命ス(以上^{三三}支^{三三}出^{三三}官 海軍
 省經理局長)
 海軍大佐 森本 芳夫(艦本監)
 第四十三號驅潛艇審議委員ヲ命ス
 同 川 岡 三十郎
 第四十三號驅潛艇審議委員ヲ免ス
 海軍技師 大原 丈一(艦本監)
 第四十號驅潛艇審議委員ヲ命ス
 同 村 井 藏吉
 第四十號驅潛艇審議委員ヲ免ス(以上^{三三}海^{三三}軍^{三三}艦^{三三}政^{三三}
 本部)

○ 雜 款

○郵便物發送先
 宛先ハ下段ノ通記載ノコト但シ() 内ハ記載セザル
 コト
 一 第三百三十一設營隊 横須賀局氣付
 「ウ壹貳〇ウ壹九六」
 一 第二十四防空隊 横須賀局氣付
 「ウ壹貳〇五ウ貳四六」
 五月二十日迄
 一 伊十六潛司令、伊
 十六潛、伊二十潛 横須賀局氣付(第十軍用郵
 便所經由)
 伊十六潛司令、伊十六潛、
 伊二十潛 横須賀局氣付
 「ウ壹貳五ウ貳四參」
 一 第十二港務部 横須賀局氣付
 「ウ壹貳五ウ貳四參」
 四月末日迄
 一 山陽丸 横須賀局氣付(第十軍用郵
 便所經由) 山陽丸
 横須賀局氣付
 「ウ六六ウ貳參九」
 一 佐領第七特陸

海軍公報(部内限) 第四千三百五十四號 昭和十八年三月三十一日

海軍公報(部内限) 第四千三百五十四號 昭和十八年三月三十一日

二八六

一 第十四魚雷調整班 横須賀局氣付

「ツ壹壹五」 「ツ貳四四」

○正誤(齊)

三月二十七日附公報(部内限) 通牒欄中「第二海軍火藥廠」ハ「海軍技術研究所」ノ誤